

令和6年5月10日
総務課

職員の懲戒処分について

知名町長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

【公金の詐取及び横領】

1 発生日月

平成30年度から令和5年度までの間

2 被処分者

所属：子育て支援課

役職：主査

年齢：38歳

性別：男性

3 処分内容

懲戒免職

4 処分年月日

令和6年4月26日（金）

5 処分に係る事案の内容

- ①令和3年度から令和5年度までの子育て支援課における高額障害児通所給付費の217件計23,956,800円及び平成30年度から令和2年度までの保健福祉課における重度心身障害者医療費助成金の75件計13,150,980円並びに身体障害者協会の預金通帳からの引出し5件306,000円、喜生の会の預金通帳からの引出し4件455,709円について、不正な会計処理と認定したこと。
- ②これらの事実が発覚しないよう、公文書を改ざんして、上司に虚偽の報告を繰り返していたこと。
- ③このことは、極めて重大な非違行為で、社会的影響も非常に大きく、法令を遵守し、全体の奉仕者たるべき公務員としてあるまじき行為であり、町及び町職員の信用を著しく失墜させたこと。